

規定改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、全国銀行データ通信システム稼働時間拡大対応に伴い、「当座勘定規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

(令和元年10月1日)

「当座勘定規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (当座勘定への受入れ) 〽 (省 略) 8. (手形、小切手用紙) 9. (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の14 時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 14 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 10. (支払の選択) 〽 (省 略) 33. (規定の変更等)	1. (当座勘定への受入れ) 〽 (同 左) 8. (手形、小切手用紙) 9. (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 <u>(追 加)</u> <u>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 10. (支払の選択) 〽 (同 左) 33. (規定の変更等)
以 上	以 上

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。